

# 和歌山毒物力レ一事件

## 証拠と事実認定、故意、死刑

和歌山地裁二〇〇二年二月一日判決



龍谷大学助教

豊崎七絵

本事件の概要は、前の川崎論文に示されている。その刑事法に関する多くの論点のうち、ここでは、第一審判決を手がかりとして、証拠と事実認定に関する問題を中心に検討し、さらに、故意や死刑に関する問題も考察する。

### 1 証拠と事実認定

(1) 間接証拠による事実認定とは

(a) 第一審の最大の焦点は、犯罪事実の存在が認定されるかどうかであった。犯罪事実の認定は、証拠に基づいて行われなければならない。本事件では、被告人による自白や被告人の犯行を直接見たとする目撃証言といった、犯罪事実を直接証明する直接証拠は一切ない。そのため、間接証拠(情況証拠)のみから、被告人と犯行との結び付きを認定できるのか、また故意(殺

意)を認定できるのかが問われた。  
(b) 被告人は、包括的黙秘権をもち、その無罪を推定される地位にある。したがって、被告人側には、弁明したり、自己の無実を証明する責任はない。犯罪事実を合理的疑いをいれないほどに証明する責任は、検察官側にある。その証明は、適正な証拠調べを経た証拠能力のある証拠に基づいて、行われる必要がある。証拠能力とは、証拠としての適格性のことである。証拠能力はあるかないかの二者択一で、証拠能力がある証拠だけが証拠調べの対象となる。これに対して、証拠能力を一旦認められた証拠がどの程度の証明力をもつのかという評価は、裁判官の自由な判断にゆだねられている。人間の理性に対する信頼を基礎とする、このような自由心証主義による事実認定は、決して恣意的であってはならない。合理的で適正な事実認定が追求される必要があり、さもなくば、それは誤判を引き起こす原因となる。もしも検察官が犯罪事実を証明できなかったなら、裁判官は、「疑わしきは被告人の利益に」の鉄則に従って、被告人に無罪を言い渡さなければならない。

犯罪事実を間接証拠に基づき認定しようとする、推論の積み重ねや総合評価が介入せざるを得ない。ゆえに、犯罪事実を誤認し、無実の者を有罪とする危険さえ生じる。安易な臆測や推論過程の飛躍を許さない、適正で合理的な事実認定に必要な条件とは何か。それは、以下の三点に要約される。

第一に、犯罪事実を推認させる間接事実とは、証拠能力のある間接証拠によって適正な手続に従い証明される必要がある。この証明の責任を負う検察官は、間接証拠に基づいて、間接事実の存在を合理的な疑いをいれないほどに証明しなければならぬ。もしもこの証明が不可能ならば、裁判官は、「疑わしきは被告人の利益に」の鉄則に従い、その間接事実の存在を認定してはならない。

第二に、証明された間接事実が、犯罪事実の存在を十分に推認させる力をもっていないなければならない。単なる可能性では不十分である。

第三に、右の第一と第二のハードルを乗り越えた間接事実が複数集まったとき、これらの間接事実を総合的に評価してみても、犯罪事実の存在が、合理的疑いをいれないほどに認定できるかどうかを検討しなければならない。その際には、各間接事実が持つ推認力の

程度を客観的に評価し、また間接事実  
同士の関係を客観的に分析しなければ  
ならない。裁判官は、合理的な疑いが  
残るなら、「疑わしきは被告人の利益に」  
の鉄則に従って、被告人に無罪判決を  
言い渡さなければならない。

(c) 以上の、合理的で適正な事実認  
定に必要な条件に照らしたとき、和歌  
山毒物カレー事件第一審判決が、間接  
証拠に基づき、被告人と犯行との結び  
付きを認定した方法に問題点はなかつ  
たのか。以下、検討してみよう。

(2) 被告人と犯行との結び付きにつ  
いての認定

(a) 鑑定に証拠能力はあったか？

第一審判決は、被告人と犯行とが結  
び付くという事実を推認させる間接事  
実の一つとして、カレー鍋の亜硫酸は  
被告人の周辺にあった亜硫酸が混入さ  
れたという間接事実（関係亜硫酸の同  
一性を挙げる。そして、この間接事  
実を証明する間接証拠は、これらの亜  
硫酸の同一性に関する三つの鑑定であ  
るといふ。これらの鑑定は、本件の証  
拠のなかでも、ほぼ唯一の「客観的証  
拠」といってよい重要証拠とされた。

一般的には、科学的鑑定は、客観性  
の高い証拠である。しかし、実際には  
誤った証拠であっても、それが「科学

的」であるゆえに、裁判官が安易にこ  
れを信用してしまう場合もある。現に、  
重要な誤判原因が誤った科学的鑑定で  
あったという冤罪事件も、数多く存在  
する。

したがって、科学的鑑定も当然のこ  
とながら証拠能力を備えていなければ  
ならない。具体的に述べると、科学的  
鑑定は、適切な鑑定人が、適正に採取・  
保管された鑑定資料を用いて、確かな  
科学的原理を有効に適用したものでな  
ければ、証拠能力を有していない。こ  
の証拠能力の要件に照らしたとき、本  
件鑑定には少なくとも次の二点で疑問  
がある。

第一は、鑑定の資料とされた亜硫酸  
が、適正に採取・保管されたのかとい  
う問題である。もしも、資料の採取・  
保管に問題がある場合、資料の真正性  
（つまり、資料が本物であること）は損  
なわれ、その資料を使って行われた鑑  
定の結果は、最小限の証明力さえない  
ことになる。それなのに、その鑑定が  
証拠として採用され、「科学的」である  
として過信されたとしたら、誤判の危  
険性は極めて高くなってしまう。した  
がって、この事態を避けるためには、  
鑑定を証拠として採用するように求め  
る検察官側が、その資料の採取・保管  
のプロセスは不備がなく適正であった

ことを、ビデオ、写真、一定の書類な  
どの客観的証拠によって立証する必要  
がある。さもなくば、裁判所は、その  
鑑定に証拠能力はないとして、これを  
排除するべきである。仮に百歩譲って、  
鑑定には証拠能力があるとしても、そ  
の証明力を低く評価して、この脆弱な  
証明力しかもたない鑑定から間接事実  
の存在は証明できないと考えるべきで  
ある。ところが、本件の第一審判決は、  
もっぱら警察官や鑑定人らの証言を根  
拠に、資料の採取、授受、そして保管  
に問題はなかったとして、鑑定の証拠  
能力を肯定した。さらに、裁判所は、  
これらの鑑定により、カレー鍋の亜硫  
酸は被告人の周辺にあった亜硫酸が混  
入されたという間接事実が認定される  
とした。

第二は、本件鑑定人は果たして適切  
な鑑定人であったのかという問題であ  
る。鑑定人の一人は、第一回公判期日  
前から、毒物混入事件を抑止し悪事は  
必ず裁かれるという社会的正義を実現  
するためとして、鑑定結果をマスコミ  
に公表したり、マスコミの要請に応じ  
てカレー資料による実験を行っていた。  
ゆえに、彼が、被告人に対する予断・  
偏見をもっていたことは明らかであり、  
鑑定人としての適格性があつたのか大  
いに疑われる。しかし、第一審判決は

「鑑定受託者としての中立性に疑念を抱  
かせるようなものではない」として、  
この鑑定人や鑑定を排除しなかった。  
以上、鑑定の証拠能力に関する二つ  
の問題を取り上げた。仮に、この証拠  
能力の問題をわきに置くとしても、本  
件鑑定は「関係亜硫酸の同一性」とい  
う間接事実を合理的疑いをいれないほ  
どに証明するものであつたのかという  
問題もある。これについては、白取祐  
司「事実認定上の論点についての考察」  
法律時報七三巻三号七三頁を参照して  
ほしい。

(b) 「混入機会の希少性」？

第一審判決によれば、カレー鍋の中  
心とした夏祭り当日の関係者の行動を、  
関係者による証言などの関係証拠によ  
って検討した結果、「混入機会の希少性」  
が認定されるといふ。この「混入機  
会の希少性」とは、被告人がカレーの見  
張り番をしていた時間帯に亜硫酸がカ  
レーに混入された蓋然性が高い（混入  
することが十分に可能である）一方、  
他の時間帯に被告人以外の者が亜硫酸  
を混入した可能性はほとんどないとい  
うことを意味しているといふ。この「混  
入機会の希少性」は、被告人と犯行と  
の結び付きを推認させる間接事実とさ  
れているのである。

この「混入機会の希少性」は、明ら

かに、被告人による犯行の機会の唯一性」という意味ではない。実際、カレーが調理され始めてから、そのカレーが夏祭り会場において人々に供されるまでの間、カレー鍋周辺には被告人以外の複数の人々がいた。だからこそ、裁判所は混入機会の「唯一性」ではなくて「希少性」と言わざるをえなかった。しかし、被告人による犯行機会の唯一性が合理的疑いを超えて証明されなければ、犯行機会の問題を総合評価の場面で考慮すべきではなかったのではないか。

加えて、そもそも関係者による証言などの関係証拠から導き出されるのは、「被告人にも一人でカレー鍋の見張りをしている時間帯に、カレーに亜硫酸を混入する機会があった(可能であった)」ということにすぎないのではないだろうか。

(c) 「類似事実の立証」は許されるか？

本件検察官が、被告人とカレー事件における犯行との結び付きを立証するために用いた手法として注目されるのは、いわゆる「類似事実の立証」である。「類似事実の立証」とは、犯罪事実を証明する手法として、その犯罪事実と類似する事実を証明することである。これが仮に許されるならば、類似事実

は、犯罪事実を推認させる間接事実として位置付けられることになる。

本件検察官は、カレー事件と同時に起訴していた四件の殺人未遂事件、および、起訴されていない事案一九件(被告人が砒素を使用したとする七件と被告人が睡眠薬を使用したとする二二件)の合計二三件を「類似事実」であるとして、これらを立証しようとした。これに対して、第一審判決は、①「類似事実の立証」は許されるという前提に立つたうえで、②類似事実は合理的な疑いをいれない程度に立証されなければならぬとして、③検察官が主張する二三件の「類似事実」のうち、被告人の関与を認めることができるのは、砒素に関する四件と睡眠薬に関する二件であるとした。そして、第一審判決は、④これらの認められた類似事実から、被告人とカレー事件の犯行とが結び付くという事実と、被告人には故意があつたという事実とがそれぞれ推認されるとしたのであつた。第一審判決の言う②や③からは、裁判所が、検察官の主張よりも慎重に「類似事実」を認定していることがうかがわれる。

しかし、そもそも①「類似事実の立証」は許されるという前提は妥当なのだろうか。「類似事実の立証」は法律的関連性(これは、証拠能力の一種であ

る)を欠くのではないか。なぜなら、類似事実の存在と犯罪事実の存在との結び付きは弱く、裁判官が被告人に対して不当な偏見を抱き、恣意的な事実認定をするおそれもあるからである。これに対して、手口・態様に特殊な類似性があれば法律的関連性を認めてよいという考え方もある。しかし、仮にこの考え方に立つたとしても、裁判所が認めた四件の類似事実とカレー事件とは明らかに態様が異なっていたから、やはり法律的関連性は認められないのである。さらに、第一審判決が、起訴さえされていない「類似事実の立証」を許したことに對しては、法律的関連性がないという問題のみならず、適正な手続に則つた証明といえるのか、疑問がある。

## 2 故意

### (1) 故意とは

犯罪が成立するためには、行為が、刑法が処罰に値するとして規定した違法行為のタイプ(これを、構成要件という)に該当し具体的に違法であるというに加えて、その行為を刑罰によって法的に非難できること、すなわち刑法上の責任を必要とする(責任なければ刑罰なし)という責任主義)。責任

が認められるためには、最小限、故意もしくは過失を要する(故意のない行為は処罰しないのが原則で、過失による行為を処罰するのは「法律に特別の規定」がある場合に限る)。したがって、故意も過失もない行為は犯罪ではなく、処罰されない。

故意とは、犯罪事実を認識し、犯罪事実を生じさせると決意することをいう。故意は、さらに、犯罪事実を確実なものとして認識する「確定的故意」と、犯罪事実を不確実なものとして認識する「未必の故意」とが区別される。また過失とは、犯罪事実を認識するよう注意するべきであつたのに、不注意で犯罪事実を認識しなかつたことをいう。過失は、さらに、犯罪事実の認識を欠く「認識なき過失」と、犯罪事実を可能なものとして認識した「認識ある過失」とが区別される。

このうち、「未必の故意」と「認識ある過失」とは境を接している。この両者の区別については、①行為者が、犯罪事実を、単なる可能性をこえる蓋然性があると認識して行為したか否かで区別するという蓋然性説、②犯罪事実の可能性を認識した場合に、犯罪事実の認容があつたか否かで区別するという認容説、そして、③犯罪事実の認識を、行為を思いとどまる動機としな

で行為に出たか否かで区別するという動機説が主張されている。このうち、②に対しては、故意を認めるには犯罪事実について相当高度の蓋然性の認識を要するという批判と、「認容」という情緒的な要素の認定は恣意的になるおそれがあるという批判がある。また①については、故意と過失との質的相違からすると、蓋然性の程度で両者を分かつのは妥当でないという批判がある。

(2) 故意についての事実認定

被告人に殺人罪(刑法一九九条)を適用するためには、被告人と犯行との結び付きが合理的疑いを超えて証明されるだけでは不十分であり、さらに、被告人に故意(殺意)があつたことも合理的疑いをいれないほどに証明されなければならない。

自由のないカレー事件においては、間接証拠により証明された間接事実から、被告人に故意があつたという事実を推認できるかどうかが問題となった。一般に、被告人に故意があつたという事実を推認させる重要な間接事実として考えられるのは、動機である。本件検察官もまた、被告人が近所の主婦らの対応に「激昂」したことが動機であると主張したものの、第一審判決は「激昂」を具体的にうかがわせる証拠はな

いから、「激昂」したことを認定できず、ひいては被告人がカレー事件を起こす動機は解明できないとした。

もつとも、第一審判決は、①「被告人は砒素が少量でも人を死亡させ得る危険な毒物であるとの認識をした言動をしている」ことと、②「類似事実」として認められた殺人未遂事件について「砒素では人は死亡することはないとの認識で被告人が砒素を使用したとは到底考えられない」ことを根拠として、被告人には故意があつたと認定した。ただし、被告人の動機や異常性格等の事情が判明しなかつたことから、その故意は確定的故意ではなく、「死亡する人が出るかもしれないが、それならそれで構わない」という未必の故意にとどまるとしたのである。

しかし、未必の故意の認定にあつては、最小限 被告人がカレー事件の犯罪事実について、その可能性であれ蓋然性であれ、現実、認識していたことが、合理的疑いをいれないほどに認定されなければならない。したがって確定的故意が認められないからといって、右の①②の過去の事柄を根拠に、未必の故意を認めるというのは、事実認定の方法として飛躍がある。加えて、②は、そもそも許されるべきではない「類似事実の立証」である。

3 死刑

(1) 量刑としての死刑の妥当性

裁判官は、刑を言い渡す場合には、各刑罰規定に定められた法定刑をもとに刑の加重減輕を加えた処断刑の範囲内で、被告人に対して具体的に言い渡すべき刑(宣告刑)を決定する。これを量刑という。本件第一審判決は、刑罰のなかでも被告人の生命を剝奪するという極刑すなわち死刑を選択した。当判決は、死刑選択の理由として、①動機不明と未必の故意という被告人の主観的事情は被告人の責任を相当程度に軽減する事情ではないとする一方、

②極めて悪質・冷酷な犯行態様、③あまりに重大で深刻な結果、④極めて厳しい遺族の処罰感情、⑤慰謝の措置が一切執られていないこと、⑥極めて大きい社会的影響等から被告人の刑事責任は極めて重大で、⑦罪刑の均衡の見地からも⑧一般予防の見地からも極刑はやむをえないとする。

しかし、行為が刑法上違法なものであつても、刑法上の責任がなければ処罰することはできないという消極的責任主義の考え方を基礎として、刑法上の責任論(⑦責任非難は個々の行為に対する、①責任とは刑罰によって法的

に非難できることである、②「責任なければ刑罰なし」を刑罰を限定する方向でのみ量刑に反映させることにより、量刑は行為者の行為責任を上限とするべきではないか。ゆえに、本件量刑に對しては次の点を問う必要がある。すなわち、①のように被告人の主観的事情が未解明であつたり弱さを伴う場合に、極刑の選択は果たして妥当か。また、行為者の行為責任とは別のファクターである④⑤⑥⑧は、上限としての行為責任を超えたところで、刑を加重する方向で考慮されていないか。

(2) 死刑制度の正当性

本件死刑判決は、死刑を存置する現行刑法の枠組みのなかで言い渡された。もつとも、死刑は憲法三六条の禁止する「残酷な刑罰」に該当し憲法違反である、同害報復的な応報(絶対的応報)感情を克服し、行為者の社会復帰を目指すべきである、死刑の犯罪抑止力は実証されていない、死刑事件では誤判の場合とりかえしがつかない等々の理由から、「死刑廃止論」も有力に主張されてきている。死刑制度は果たして刑罰制度として正当化されるかという問題もまた、刑事法の重要なテーマであることを最後に述べておこう。

(とよさき・ななえ)